別図　大阪国際空港

○防衛省告示第百六十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十四年六月二十二日

防衛大臣　森本　敏

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 域内の海面 二区域 域内の海面	一区域 平成二十四年七月十一日から同年八月三十一日まで 二区域 平成二十四年七月十一日から同年十月十九日まで	全ての漁船の操業の禁止

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６６６号

札幌市中央区南５条西20丁目１番１―901号

債務者　渡辺　優子（旧姓丸谷）

1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１１号

札幌市手稲区手稲本町２条５丁目12番55―903号

債務者　千坂　晃史

1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４２号

北海道江別市緑ヶ丘52―６、住民票上の住所北海道江別市いずみ野５番地の16

債務者　藤原　竜也

1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８９号

札幌市北区屯田７条10丁目３番10号　ハイツはまなすＡ―102号

債務者　吉田　泰博

1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで

札幌地方裁判所民事第４部